

## 令和8年度福岡県立輝翔館中等教育学校編入学者（第4学年当初）選抜要項

### 1 趣旨

この要項に基づく編入学者選抜は、中学校（義務教育学校及び特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）卒業予定者、中学校卒業等に対し、輝翔館中等教育学校後期課程への編入学の機会を設け、もって進路選択の幅の拡大に寄与するとともに、輝翔館中等教育学校の教育活動の活性化に寄与することを目的として実施するものとする。

### 2 志願資格等

#### (1) 志願資格

- ① 中学校を卒業した者又は令和8年3月卒業見込みの者
- ② 中等教育学校の前期課程を修了した者又は令和8年3月修了見込みの者
- ③ 就学義務猶予免除者等で中学校卒業程度認定試験に全科目合格した者
- ④ 外国において学校教育における9年の課程を修了した者又は令和8年3月修了見込みの者
- ⑤ 青年学校本科第1学年以上を修了した者など、文部科学大臣の指定した者（昭和23年文部省告示第58号）
- ⑥ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は令和8年3月修了見込みの者

#### (2) 出願資格

第4学年への編入学を志願できる者は、次の条件を満たす者とする。

- ① 志願する動機・理由が明白、適切であること。
- ② 中高一貫教育校に対する適性及び興味・関心を有すること。
- ③ 合格した場合、編入学する意志が確実であると認められる者であること。
- ④ 輝翔館中等教育学校の教育を受けるにふさわしい学業成績であること。

#### (3) 出願の制限

他の県内公立高等学校における推薦入学、特色化選抜、連携型選抜及び学びの多様化学校入学者選抜との併願はできないものとする。

### 3 期日及び場所

- (1) 期日 令和8年2月3日（火）
- (2) 場所 輝翔館中等教育学校

### 4 募集人員

第4学年の欠員見込みの数に学級の数と同数の人員を加えた数を上限として、校長が定めるものとする。

### 5 通学区域

県内全域とする。

### 6 受入学年及び時期

第4学年の当初とする。

### 7 志願書類

- ① 編入学願書（令和8年度福岡県立高等学校入学者選抜要項（以下「要項」という。）に定める入学願書に準じて校長が定める様式）
- ② 通学に関する誓約書（要項に定める誓約書に準じて校長が定める様式）

③ 志願理由書（校長が定める様式）

④ 調査書（要項に定める様式）

⑤ 入学選考料（2,100円の福岡県領収証紙を貼付した福岡県領収証紙納付書）

※ 令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨に伴う災害、令和6年能登半島地震による災害、令和5年7月7日からの大雨による災害、令和3年8月11日の大雨による災害、令和2年7月豪雨災害、平成30年7月豪雨災害、平成29年7月九州北部豪雨災害、平成28年熊本地震による災害及び東日本大震災の被災者は、入学選考料が免除されるので、必要な書類や手続について、志願校に問い合わせること。

⑥ 校長が特に必要と認める書類

## 8 願書配布

(1) 期間 令和7年11月14日(金)から令和8年1月28日(水)まで

(2) 場所 輝翔館中等教育学校

## 9 志願書類提出期間

志願者の在学又は出身中学校等の校長（以下「中学校長」という。）は、令和8年1月21日（水）から1月29日（木）正午までの間に、7の志願書類に編入学志願者一覧表（校長が定める様式）を添付して、校長に提出するものとする。

## 10 志願書類の受付

校長は、中学校長から提出された志願書類を精査確認の上、受け付けるものとする。

なお、受検票には受検番号を記入し、公印を押印して、中学校長を経て受検者に交付するものとする。

## 11 作文及び面接

志願者全員に作文及び面接を実施するものとする。

## 12 選考

校長は、中学校長から提出された書類及び作文・面接の結果を資料として、総合的に選考し、可否を決定するものとする。

## 13 合格者発表

令和8年2月9日（月）午前9時に、輝翔館中等教育学校で行う。

## 14 その他

(1) 本選抜で合格とならなかった者は、他の県立高等学校における一般入学者選抜に出願することができる。この場合は、別途入学志願手続を行わなければならない。

(2) 遅刻者については、校長が正当な理由があると認めた場合に限り、作文及び面接を受けることができる。

(3) 欠席者については、中学校長を通じて校長に連絡すること。改めて作文及び面接は行わない。

(4) この要項に定めるもののほか詳細については、別に校長が定める。

## 附 則

この要項は、令和7年10月17日から適用する。